

「(仮称) 岸和田市土砂埋立て等の規制に関する条例」の制定について市の考え方

○基本的な考え方

- ・「大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例」(以下「府条例」という。)の対象外となる 3,000 平方メートル未満の行為を規制する「岸和田市土砂埋立て等の規制に関する条例」(以下「条例」という。)を制定する
- ・目的、定義(規制対象となる土砂、行為)などの骨子は府条例と同様とする
- ・府条例と重複規制にならないよう留意する
- ・財産権を尊重し、条例の目的に照らして過度の規制にならないよう留意する

○各主体の責務

- ・市、土砂埋立て等を行う者、土砂を発生させる者、土地所有者及び土砂運搬者に責務を課す

○規制対象とする行為の規模

- ・500 平方メートル～3,000 平方メートル、かつ高さ 1 メートル以上

○事前協議制

- ・事前協議を条例で規定する

○規制内容及び罰則規定

- ・府条例と同等とする

スケジュール (予定)

平成 29 年 6 月 1 日～ パブリックコメントの実施

7 月 3 日～ パブリックコメントで提出された意見の集約及び反映

定例会に議案を提出

条例の公布

平成 30 年 4 月

条例の施行